

2021年3月16日

各位

株式会社フォーサイド
代表取締役 根津 孝規

「第21回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

当社「第21回定時株主総会招集ご通知」に一部訂正すべき点がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトの掲載をもって下記のとおり訂正いたします。

記

1. 訂正箇所 第21回定時株主総会招集ご通知 10 ページ

第2号議案 定款一部変更の件

2. 変更の内容

2. 訂正内容（訂正箇所は太字二重下線を付しております。）

（訂正前）

現 行 定 款	変 更 案
（選任） 第21条 取締役は株主総会において選任する。 <新設>	（選任） 第21条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 株主総会において選任する。 ② <u>法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて株主総会においてあらかじめ補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> ③ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> ④ <u>補欠の監査等委員である取締役は法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになったときに就任する。</u>

(任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する定時株主総会終結の時までとする。 ＜新設＞ ② 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。	(任期) 第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する定時株主総会終結の時までとする。 ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する定時株主総会終結の時までとする。 ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
--	--

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
(選任) 第 21 条 取締役は株主総会において選任する。 ② 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。 ＜新設＞	(選任) 第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。 ② 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。 ④ 法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて株主総会においてあらかじめ補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

(任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する<u>事業年度のうち最終のものに関する</u>定時株主総会終結の時までとする。 ＜新設＞ ② 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。	⑤ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> ⑥ <u>補欠の監査等委員である取締役は法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになったときに就任する。</u> (任期) 第 22 条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後 1 年以内に終了する<u>事業年度のうち最終のものに関する</u>定時株主総会終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
---	--

以上